

出水ツルの越冬地

いづみつるのえっとうち

鹿児島県出水市



上空から見た越冬地



[登録番号] 2462

[登録年月日] 2021年11月18日

[面積] 478ha

[湿地のタイプ] F:河口域、4:季節的に冠水する農地

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区・特別保護地区、河川区域、国指定天然記念物

[国際登録基準] 2、4、5、6

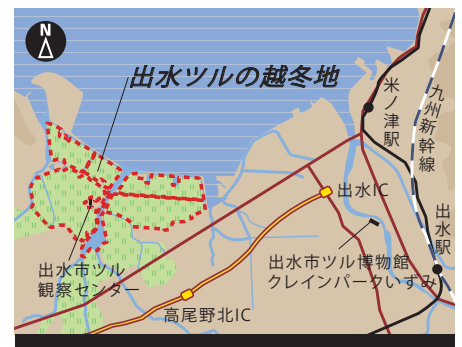
湿地の概要

「出水ツルの越冬地」は、出水市内を流れる3つの河川(高尾野川、野田川、江内川)が流れ込む出水扇状地の終端に位置し、これらの河川の河口に作られた干拓地と河口部の開放水域、干潮時に現れる中洲によって構成されている。

肥沃な水田地帯であり、古くから農地として保全され、主に水稻栽培が行われるなど重要な食糧生産の場である。加えて、毎年10月から3月にかけて世界に生息するナベヅルの総個体数の9割、マナヅルの総個体数の4割が渡来する国際的に重要なツル類の越冬地として知られて

いる。

出水平野のツルと水田の一部が1952年に「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として特別天然記念物に指定された時点では、戦争などの影響もあり、飛来するツル類は約300羽まで減少していた。その後、「出水ツルの越冬地」は、半世紀以上に渡る市民によるツル保護活動の結果、毎年1万羽以上のツルが渡来する世界でも有数のツルの越冬地として、その名を馳せている。



初夏の越冬地



マナヅルの群れ

湿地にかかわる動植物

「出水ツルの越冬地」の大半は農地が占めており、人工湿地として水田、葦原、干潟など多様な自然環境が保全された結果、ツル類など2万羽を越す水鳥や多くの動植物の生息を支える場となっている。

「出水ツルの越冬地」では、世界に生息する15種類のツルのうち、ナベヅル、マナヅル、クロヅル、ソデグロヅル、カナダヅル、タンチョウ、アネハヅルの7種がこれまでに確認されている。

また、日本で観察することができる約650種の野鳥のうち、ツクシガモ等の希少種を含む約300種が確認される、日本

でも有数のバードウォッチングエリアとなっている。

その他、越冬地周辺には、きれいな水の流れを好む淡水魚のアブラボテやカスミサンショウウオなどが生息しており、分布南限として確認されているほか、近年では越冬地に隣接する干潟から採集された甲殻類が、新種「オシリカジリムシ」として報告されるなど、多種多様な生きものが生息している。

保全・管理の取組

出水ツルの越冬地に隣接する出水市ツル観察センターでは、総ガラス張りの2階から、広大な農地で越冬するツルを観察できる。出水市の小・中学校ではツルや郷土の自然環境に関する学習を行っている。また、ツルの生態や保護活動の知識を有すると認定された児童・生徒が「いずみツルガイド博士」として、同センターでボラン

ティアガイドをしている。

出水市ツル博物館クレインパークいづみはツルに特化した博物館である。地元中学校が実施するツル羽数調査の疑似体験ブースなどの展示、貴重な標本や研究データが集積されている。ツルに関する普及啓発・調査研究、観察会、湿地をテーマとした講座や講演、企画展も開催している。



出水市ツル観察センター



ツルガイド博士による説明



出水市ツル博物館クレインパークいづみ

ワイズユースの取組

出水ツルの越冬地では、水稻栽培を中心とした農業が行われている。隣接する八代海ではクルマエビやヒラメを中心とした沿岸漁業と、伝統漁法であるケタ打瀬船によるエビ漁、国内南限地でのノリの養殖が行われるなど、人々の生活や文化を支える基盤として機能している。

出水市は、2021年に「出水ツルの越冬地」がラムサール条約湿地に登録されたことを機に、保全の指針となる「出水ラムサール条約湿地保全・利活用計画」を策定した。同市は、湿地の保全にかかる取組などが評価され、2022年にラムサ

ール条約湿地自治体に認定された。

また、住民と来訪者との共生および鳥インフルエンザへの防疫体制の強化の観点から、関係機関の協力を得て、冬の数日間、観光目的の不特定多数の来訪者の越冬地への立入りを制限する「利用調整事業」として、環境を考慮した専用車による入域を促し、観察マナーや、越冬地が抱える問題を示すとともに、任意で環境保全協力金の支払を依頼するなど新たな「ツルの見せ方」を試行している。協力金は、環境保全、防疫体制の強化、ツルの保護管理に充てられる。

関連自治体

出水市役所 ☎0996-63-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

出水ツルの越冬地(いづみつるのえつうち)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所
写真提供:出水市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03